

○土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱

昭和 62 年 5 月 20 日

最終改正 令和 4 年 1 月 13 日

(趣 旨)

第 1 条 知事は、土地改良事業の円滑な推進を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通達）に基づく土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）の実施に要する経費について、奈良県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象となる経費

適正化事業に必要な資金の造成のため連合会が全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）に拠出する経費

(2) 補助額

当該経費の 1 / 2 以内の額で、かつ、国が全国連合会に補助する額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別紙第 1）

(2) 収支予算書（別紙第 2）

(補助の指令)

第 4 条 知事は、前条の交付申請書類を受理した場合において適当と認めるときは、連合会に対し補助を指令するものとする。

2 規則第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請した連合会が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(補助金の概算払)

第 5 条 知事は、補助の指令をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 連合会は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

(記載事項変更の承認)

第 6 条 連合会は、補助の指令を受けた後において、当該指令に係る事業計画について変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第7条 知事は、補助の指令を受けた連合会に対し必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(実績報告書)

第8条 連合会は、補助の指令を受けた年度の末日までに実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業成績書（別紙第1）

(2) 収支精算書（別紙第2）

(補助金の交付請求及び交付)

第9条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の実績報告書類の提出と合わせて補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。この場合において、第5条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、改正後の要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。